

横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会

選定結果報告書

(十日市場スポーツ会館)

令和3年9月

1 経緯

横浜市十日市場スポーツ会館の指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者および次点候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 上野 可南子（中小企業診断士）

委員 小渡 佳代子（一級建築士、横浜市まちづくりコーディネーター）

委員 篠崎 慧（前山下連合自治会会長）

委員 平野 康之（緑区青少年指導員連絡協議会）

3 審査の経過

令和3年5月13日 第1回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法等の決定等）

令和3年5月24日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

令和3年6月9日 応募者説明会及び現地見学会（参加者なし）

令和3年6月17日～6月18日 公募要項等に関する質問の受付（質問なし）

令和3年7月15日 応募書類受付開始

令和3年7月16日 応募書類受付の終了（応募団体なし）

令和3年8月2日 再公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

令和3年8月23日 応募書類受付開始

令和3年8月24日 応募書類受付の終了（応募団体数1）

令和3年9月4日 第3回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（面接審査・審議、候補団体の選定）

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市緑区地区センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市十日市場スポーツ会館指定管理者選定の評価基準項目」にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者および次点候補者を選定することとしました。

なお、点数については、各委員 160 点を持点とし、各委員の合計額を評価点としまし

た。また、最低基準点については加減点項目を除く評価基準項目の合計点の6割以上としました。

5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

<参考 公募要項>

7 応募に関する事項

(3) 応募団体の資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

(4) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※ 本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

(6) 留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

イ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

エ 団体役職員（構成員）以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の役職員（構成員）以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

（イ）事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

（ウ）選定委員会の面接審査への出席

オ **応募団体の失格**

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ① ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 応募団体

1 団体から応募がありました。

- ・一般社団法人緑区区民利用施設協会

7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、応募団体を指定候補者と決定しました。

項 目	評点
1 基本条件の理解度 (10点×5人=50点)	34
2 公平性 (10点×5人=50点)	32
3 安定性・安全性 (25点×5人=125点)	78
4 運営の実施効果 (15点×5人=75点)	48
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点×5人=100点)	74
6 効果的な自主事業展開 (20点×5人=100点)	65
7 効率性 (25点×5人=125点)	81
8 積極性、意欲 (10点×5人=50点)	31
9 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 (10点×5人=50点)	37
10-1 団体の資質・実績 (5点×5人=25点)	16
加減点項目を除く合計 (750点) ※	496
10-2 現指定管理者の評価 (-5点～+5点×5人=-25～+25点)	10
10-3 市内中小企業又は地域住民を中心に設立された団体 (5点×5人=25点)	25
合 計 (800点)	531

※ 最低基準点：750点×6割=450点

8 審査講評

現指定管理者として、利用者のレベルに応じた様々なテニス教室を展開するなど、工夫を凝らした自主事業を実施しています。近隣のコミュニティハウスに小学生の卓球教室の情報を提供するなど、他施設との連携も図っています。人件費の制約から、常時1名体制となっていますが、緊急時の対応マニュアルもしっかりと確立されており、引き続き、当団体が管理することについて問題はないと考えます。